

令和4年色麻町議会定例会11月会議録(第1号)

令和4年11月28日(月曜日)午後1時30分開会

出席議員 11名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	9番	今野公勇君
10番	天野秀実君	12番	福田弘君
12番	中山哲君		

欠席議員 8番 工藤昭憲君 11番 山田康雄君

欠員 なし

会議録署名議員

7番 佐藤貞善君 9番 今野公勇君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
総務課長	鶴谷康君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋正彦君
書記	大泉信也君

議事日程 第1号

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会議日程の決定
日程第3	議案第65号 色麻町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第4	議案第66号 色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第67号 色麻町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第68号 色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関

する条例の一部改正について

日程第7 議案第69号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第6号）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会議日程の決定

日程第3 議案第65号 色麻町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第66号 色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第67号 色麻町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第68号 色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第69号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第6号）

午後1時30分 開会

○議長（中山 哲君） 御参集御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は11名、欠席議員2名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年色麻町議会定例会を再開し、11月会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

町より提案された会議事件は、議案第65号から議案第69号までの5か件であります。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長及び長より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、7番佐藤貞善議員、9番今野公勇議員の両議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（中山 哲君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。11月会議の日程につきましては、本日1日といたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、11月会議は本日1日と決しました。

○議長（中山 哲君） 日程第3、議案第65号色麻町職員の給与に関する条例の一部改正について。日程第4、議案第66号色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上の2か件はいずれも関連がありますので一括議題とし、質疑・討論・採決は各議案ごとに行いたいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第65号、日程第4、議案第66号については一括議題とし、質疑・討論・採決は各議案ごとに行うことに決しました。

日程第3 議案第65号 色麻町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第66号 色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第3、議案第65号色麻町職員の給与に関する条例の一部改正について。日程第4、議案第66号色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上の2か件を一括議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 一括議題としていただきました。

まず始めに、議案第65号色麻町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

政府は国家公務員の給与改定について、本年8月8日の人事院勧告どおり実施することなどを内容とする本年度の公務員給与改定の方針を10月7日に閣議決定をいたしました。これに基づく給与法改正法案は衆議院が11月4日に、参議院が11月11日に可決されております。これによりまして、本町におきましてもその勧告内容、国の給与法改正に準じまして、町職員の給与条例を改正するものであります。

本年度の人事院勧告では、調査時点の民間の給与実態を反映し、3年振りに俸給及びボーナスの引上げを行う内容であります。本日お渡しをいたしました条例改正概要をですね、議案第65号の分、御覧ください。

この中のまず①の月例給でございますが、民間給与との格差、これがですね、0.23%、

921円、月額ですね、これがあるということで、それを埋めるための月例給は20歳代半ばに重点を置いて、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について改定されます。全体の平均改定率は0.3%となりまして、1級が1.7%、2級が1.1%、3級が0.2%、4から5級は改定はありますが上昇率は0.0%という状況で、6給は改定なしというふうになっており、大体大学卒初任給で3,000円、高卒初任給で4,000円程度、大体30歳代半ばまでの職員が引上げとなります。

次に、②番のボーナスでございますけれども、民間の支給状況等を踏まえ、勤務成績に応じた給与を推進するというので、勤勉手当にて引上げとなります。一般職員年間1.9月を0.1月引き上げ2.0月に、再任用職員年間0.9月を0.05月引き上げ0.95月となるものであります。

4年度分としましては、この囲ってある部分ですけども、2つほど囲ってありますけれども、上のほうですね、4年度分としましては、12月の勤勉手当、一般職員現行0.95月を0.1月引き上げ1.05月に、再任用職員現行が0.45月を0.05月引き上げ0.5月にするものであります。

令和5年度以降につきましては、それぞれ半分ずつという、6月と12月の勤勉手当を半分ずつということで、一般職員現行0.95月を0.05月引き上げ1.0に、再任用職員は0.45を0.025ずつ引き上げて0.475に改正するというものであります。これによりまして、年間のボーナスにつきましては、期末手当、勤勉手当を合わせまして、一般職員が現行が4.3であったものから4.4月に、再任用職員が現行が2.25月であったものが2.3月になります。

最後に、この条例の施行日でございますけれども、月例給の改正につきましては、令和4年4月1日に遡及ということで、ボーナスの4年度分については公布の日から、5年度以降分については、令和5年4月1日からとなります。

次に、議案第66号色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。今日お渡ししましたやつの2枚目ですね、議案第66号のほうを御覧いただきたいと思っております。

前の第65号の職員給与条例におきまして、月例給のほうを改定するものでありますので、会計年度任用職員の給与につきましては、1級と2級の給料表をこの職員と同じように規定しております。そういうことで今回改正が必要となります。改定率は一般と一緒に1級が1.7%、2級が1.1%、大体200円から400円の引上げというふうになります。

会計年度任用職員につきましては、人事院勧告がございませんので、令和5年4月1日からの施行ということになります。

以上、2か件について御説明申し上げます。よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより議案第65号色麻町職員の給与に関する条例の一部改正に

についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） これより議案第66号色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第67号色麻町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。日程第6、議案第68号色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、以上の2か件はいずれも関連がありますので一括議題とし、質疑・討論・採決は各議案ごとに行いたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第67号、日程第6、議案第68号については一括議題とし、質疑・討論・採決は各議案ごとに行うことに

決しました。

日程第5 議案第67号 色麻町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第68号 色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第67号色麻町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。日程第6、議案第68号色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、以上、2か件を一括議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第67号、議案第68号ともに改正の内容、全く一緒でございますので、合わせて説明をさせていただきます。

先ほど御可決賜りました議案第65号職員の給与条例と同様に、人事院勧告に基づくものとなります。常勤の特別職、それから議会議員につきましても、期末手当を上げるという内容となっております。本日お渡ししました改正概要の67、68のほうを御覧いただきたいと思います。

4年度分といたしまして、12月の期末手当現行1.625月を0.05月引き上げて1.675月にするものであります。

5年度以降につきましては、6月、12月の期末手当に引上げ分をプラスするというところで、現行1.625月を0.025ずつ引き上げ1.65と、両方とも1.65というふうに変更するものであります。

条例の施行日につきましては、4年度分については公布の日から、5年度以降については、令和5年4月1日からというふうになります。よろしく御審議を賜り御可決くださいようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより議案第67号色麻町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） これより議案第68号色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第69号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第6号）

○議長（中山 哲君） 日程第7、議案第69号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第69号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を御説明いたします。

今回、既定の一般会計予算総額に歳入歳出それぞれ380万円を追加し、予算総額を49億657万5,000円とするものであります。先ほど御可決を賜りました議案第65号、第67号及び第68号の条例改正に伴う増額、人事院勧告に伴う増額分のみの補正となっております。

まず、歳出のほうから御説明をいたします。

今回の改定による増額分としましては、一般会計、特別会計合わせた全体で、議員の特別分、すみません、特別職分が29万5,000円、一般職分が660万2,000円、合わせた689万7,000円というふうになっておりますが、今回の補正につきましては、特別会計は予算の減額内で何とかなるということでありまして、一般会計の予算減額から不足する

分を補正ということにいたしております。議員期末手当分が17万8,000円の増、特別職、町長、副町長及び教育長の期末手当が合計で11万8,000円の増、一般職員分が給料・手当・共済費合わせて343万8,000円の増ということで、一般会計上では全体で373万3,000円ほどの増額といたしております。

議案書のほう、22ページ御覧ください。

第1款議会費では、議員期末手当などで19万7,000円の増額。

第2款総務費では、第1項総務管理費、第2項徴税费、23ページに行きまして、第3項戸籍住民基本台帳費、第5項統計調査費において、合計135万7,000円の増額。

第3款民生費では、第1項社会福祉費、第2項児童福祉費において80万3,000円の増額。

第4款衛生費、第1項保健衛生費では33万円の増額。

第6款農林水産業費では、第1項農業費、25ページになります。第2項林業費において27万4,000円の増額。

第8款土木費、第1項土木管理費では7万円の増額。

第10款教育費では、第1項教育総務費から26ページ、第6項保健体育費までの合計で70万2,000円の増額。

第14款予備費では6万7,000円を増額し、予算調整を行いました。

21ページのほうにお戻りいただきまして、歳入のほうでございますけれども、歳出が380万円の増額となりましたので、これを第19款繰入金第2項基金繰入金において、財政調整基金繰入金から380万円を繰り入れたところでございます。

以上、令和4年度色麻町一般会計補正予算（第6号）の概要を申し上げます。よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書21ページ、歳入から入ります。

歳入。

第19款繰入金第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款議会費第1項議会費。（「なし」の声あり）

第2款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第2項徴税费。（「なし」の声あり）

23ページ。

第3項戸籍住民基本台帳費。（「なし」の声あり）

第5項統計調査費。（「なし」の声あり）

第3款民生費第1項社会福祉費。（「なし」の声あり）

第2項児童福祉費。（「なし」の声あり）

第4款衛生費第1項保健衛生費。（「なし」の声あり）

第6款農林水産業費第1項農業費。（「なし」の声あり）

25ページに入ります。

第2項林業費。（「なし」の声あり）

第8款土木費第1項土木管理費。（「なし」の声あり）

第10款教育費第1項教育総務費。（「なし」の声あり）

第4項幼稚園費。（「なし」の声あり）

第5項社会教育費。（「なし」の声あり）

第6項保健体育費。（「なし」の声あり）

第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、令和4年色麻町議会定例会11月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議はこの後、明日11月29日から次の会議までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、明日11月29日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後1時54分 散会

